

平成27年 第14回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成27年8月20日(木)  
開会 午前10時00分 閉会 午前10時40分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 吉岡正俊、社会教育課課長補佐 久保和明、  
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課庶務係長 田村真知子
- 6 議 事  
(1) 議案第89号 平成28年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について  
(2) 議案第90号 平成28年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について  
【追加議案】  
(3) 議案第91号 京丹後市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の制定について  
(4) 議案第92号 京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について
- 7 会 議 録 別添のとおり(全11頁)
- 8 会議録署名  
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成27年9月10日

委員長 小松慶三

署名委員 野木三司

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 吉岡正俊、社会教育課課長補佐 久保和明、  
文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書 記〕 教育総務課庶務係長 田村真知子
- 〔欠 席 者〕 なし

〈小松委員長〉

ただ今から「平成27年 第14回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

野木委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

はじめに、議案第89号、議案第90号の2議案は、いずれも教科用図書の採択についての議案であります。一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第89号「平成28年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」、議案第90号「平成28年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

議案第89号、議案第90号の2議案を一括して提案をさせていただきます。

まず、議案第89号「平成28年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」について、提案をさせていただきます。

現在小学校で使用している教科用図書は、本年度から使用したもので、来年度は2年目になります。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条」に「同一教科用図書を採択する期間」を謳い、「同法律施行令第15条」で「同一の教科用図書を採択する期間は4年」とされており、来年度は本年度と同一教科用図書を使用することになりますが、同法同条に「種目ごとに毎年度同一の教科用図書を採択するものとする。」と示されており、現状どおりの教科用図書の採択について議決をお願いするものです。

お配りした資料に、本年度使用教科書会社名と、来年度使用教科書会社名を示しています。よろしくお願ひします。

引き続き、議案第90号「平成28年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」について提案をさせていただきます。

本年度から、教科用図書採択に関して、丹後教育局管内2市2町が同じ採択地区になりました。平成27年4月1日に「丹後教科用図書採択地区協議会」を発足、規約も確認し、新しい体制での採択となり、教育委員の皆様には、採択に関する事務に熱心にあたっただきました。

京丹後市教育委員会事務委任規則第2条に、「教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」と示され、その中に、「教科用図書の採択に関すること」があります。平成28年度使用中学校教科用図書の採択にあたり、教育委員会の議決を必要とするものです。

教科用図書の選定にあたりましては、先ほども言いましたが2市2町が一緒になって「丹後教科用図書採択地区協議会」を設置するとともに、実際に調査する組織として、各教科（種目）ごとに代表調査員として管理職から1名、調査員として4名、種目によっては2名、計3名から5名で構成する「調査部会」を設け、専門的な調査研究を行ってきました。

調査部会ではそれぞれ数回にわたって、調査・研究のための会議を開催し、その調査結果を「丹後教科用図書採択地区協議会」に報告、「丹後教科用図書採択地区協議会」では、その報告を受けて、慎重審議を行う中で、去る8月7日、最終的に種目ごとに1種を選定いたしました。

選定の際には、京都府教育委員会からの「平成28年度使用義務教育諸学校（中学校）の教科用図書の採択基準及び基本的観点について（通知）」、資料もつけていますが、「平成28年度使用教科書の採択について（通知）」、等に基づき、府教委の示す採択基準及び基本観点をもとに、市内生徒の学力及び生活の状況、学校の施設・設備等教育環境の状況、また、見本本に掲載されています教材に係る地域性、調査員が実施しました調査研究結果等を総合的に判断し、結論を下されています。

以上のような経緯で、慎重に検討・協議され選定されたものであることから、それらを尊重し、丹後教科用図書採択地区協議会の選定結果に沿った提案をさせていただくものです。

教育委員の皆様方にも、4月15日に、第1回目の「丹後教科用図書採択地区協議会」において、規約や、申し合わせ事項、役員体制や日程の確認をはじめ、府教委からの「教科用図書の採択基準・基本観点について（通知）」をはじめ、調査の留意事項等の説明や採択に関する学習もしていただきました。また、6月末には、実際に教科書を手にしていた

だき、時間をかけて研究もしていただきました。本当にご苦労様でした。そして、8月7日を最終とする4回にわたる協議会に出席いただき、慎重にご審議いただきました。

なお、採択されました教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条」に「同一の教科用図書を採択する期間は4年」と規定されていますので、平成28年度から平成31年度まで使用することになります。

まず、選定された教科用図書の発行社ですが、別紙をご覧ください。平成27年度までのものと、平成28年度のものを示しています。平成28年度から教科用図書として選定された出版社名のみを紹介させていただきます。

国語、光村図書、変わりありません。

書写、光村図書、変わりありません。

社会、地理的分野、東書、変わりありません。

社会、歴史的分野、東書、変わりありません。

社会、公民的分野、東書、変わりありません。

地図、帝国、変わりありません。

数学、啓林館から大日本図書に変わりました。変わりましたので、理由を簡単に申し上げます。「中学校1年生の教科書で、小学校算数の学習指導の連携が図られていること」、「社会にリンクというコラム欄を領域ごとに掲載し、数学を学ぶことの良さを実感できるように工夫されていること」、また、「見開き単位のわかりやすい構成がされていること」などがあげられており、全体的に学習指導を進めるうえで使いやすいとの評価でした。

次に理科です。啓林館、変わりありません。

音楽、教芸、変わりありません。

美術、光村、変わりありません。

保健体育、東書、変わりありません。

技術、東書、変わりありません。

家庭、教育図書、変わりありません。

外国語、東書、変わりありません。

なお、各教科の選定理由の主な特徴点について、事務局から説明します。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

<小松委員長>

ありがとうございます。それでは事務局よりお願いします。

<横島学校教育課長>

教科用図書の主な選定理由について述べさせていただきます。数点あるのですが、代表的なものだけ触れていきたいと思えます。

国語、光村図書。文学的にも道德教材としても使える作品が多い。当地域にゆかりのある作者が取り上げられており、生徒になじみやすい。

書写、光村図書。筆脈をなぞり書きするなど、書写要素を視覚的・直感的に理解できるように工夫されている。

社会、地理的分野、東書。単元の学習内容を自分でまとめる見本が示され、まとめをしやすい工夫がされている。

社会、歴史的分野、東書。イラストや写真などを大きく掲載し、イメージ豊かに時代を

つかめる工夫をしている。

社会、公民的分野、東書。中学生に身近なトピックを取り上げ、社会への関心を高められるように工夫している。

地図、帝国。文字が見やすい地図となるように明るい色調を使用しており、写真も鮮明である。

数学については先ほど説明がありましたので省略させていただきます。

理科、啓林館。事故・薬品の取り扱いなどきめ細かな安全への対応をしている。別冊「マイノート」で基礎の定着から応用や思考・表現などを補っている。

音楽、教芸。3年間にわたり発声や指揮についての記述があり、基礎・基本を繰り返し学習できる構成となっている。

美術、光村図書。国内外の作家を多数、多彩に取り上げているほか、日本の伝統色や紋様を扱っている。

保健体育、東書。学年ごとに保健編、体育編の順に配置してあり、系統的な指導ができるよう工夫している。

技術、東書。情報モラルについて、ガイダンスを含め30ページ以上を使って詳しく説明されている。

家庭、教育図書。当地域の伝統産業に関連のある和装について、詳しく丁寧に説明されている。

外国語、東書。小学校外国語活動の内容を踏まえ、各練習問題が基本的なものから段階的に配列され、文法事項の着実な定着が図られるよう配慮されている。

以上、代表的な選定理由を説明させていただきました。

<小松委員長>

議案第89号、議案第90号の2議案をご説明いただきました。

まず、議案第89号「平成28年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

ございませんか。

それでは次に、議案第90号「平成28年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

国語の図書についてですが、作品が文学的にも、家族とか、道徳教育にも使えるものが多いような気がしました。古典に入る時に、古典は難しいという概念があると思うのですが、いろは歌から入って、1年生としては入りやすい教材になっているのではないかと思います。それから、丹後にゆかりのある作者の教材というのは、本当に子どもたちにとって馴染みやすく、興味の持てるものではないかなという気がしています。以上です。

<小松委員長>

ありがとうございます。他にございませんか。

〈文珠委員〉

ただいま森委員から国語に関するご意見がございましたので、私も国語に関して多少意見を言わせていただきます。丹後ゆかりのということで、大変興味のあるところでございます。他社の教科書におきましても、丹後の浦島太郎、また、宮津橋立の文殊の知恵というような、関連する題材が取り上げられ、大変興味を覚えたところでもあります。こういった地元の話題は子どもたちにとっても良い影響を与えるだろうと思います。

また、短歌や俳句の「句会を開こう」といったアプローチの仕方がある教科書もあり、すごく関心を持ちました。以上です。

〈小松委員長〉

ありがとうございました。他にございませんか。

〈野木委員〉

社会科ですが、当然いろいろ注目されている部門であります。東書に関しましては、非常にバランス感覚の優れた教科書だということで、私はそれに賛成しました。ただ、他の教科もいろいろ見させていただく中で、ある会社の教科書においては、表現的には「我が国」というような文言が非常にたくさん文面の中で出てきたりして、教科書の中で「我が国」という文言がはたして適切かどうかという感じもあった教科書もありました。

そして、メディアが表現をしているようなものをそのまま鵜呑みにすべきではないというようなことが書いてあるところがありました。それは本当にそのとおりでなと思ったのですが、ただ、教科書においてそのメディアが特定されるような写真や表現があったので、これはいかななものかというふうなことで、その教科書には賛同はし得なかったというような経緯があります。ただし、先の大戦において、細かな経緯や、そういうものを細かく表現していたのはその会社かなという感じはしたのですが、どちらにしても、7社ある会社の中で、教科書として一番バランス的に優れているのは東書だと私は判断しましたので、東書を推薦させていただきました。

〈小松委員長〉

ありがとうございました。他にございませんか。

〈文珠委員〉

今、社会科に関するご意見がございましたので、関連して意見を言わせていただきます。話題になっている教科であることは間違いなくと思いますし、その話題が中心になってきて、ある主義、主張の話になってくるのは私としてはとても残念なことだなという気がしています。

社会だけではなく他の教科書でもそうですが、総じて私たちの時代よりもとても素晴らしい教科書だなというのが、拝見させていただいた感想です。それぞれに工夫されて、そして年々研究され、多岐にわたり、また、綺麗に作ってありますし、いろいろなことを子どもたちに教えてくださる。そういういろいろな工夫がされていて、今の教科書は素晴らしいなと思って拝見させていただいたところでもあります。

そういった教科書を見て子どもたちは成長していくのだと思うわけですが、その中でい

ろいろな主義、主張が先行すると、それは非常にまずいことだなという気がしています。私は、職業は寺ですので、宗教者のはしくれでございます。ご存じのように教育関係の法律には、公共教育の場において宗教の宣伝教育、それから思想の教育というのは現に戒められているところでございます。その教科書を使ってそういったことのないように、例えば私が教壇に立つ場合ですと、自分の主義、主張というのは、考えがありますからどうしてもにじみ出てくるところは必ずあると思いますが、子どもたちはのびのびとおおらかに成長していくように教えていく現場としては、現にそういうことを戒めて、教科書を使っていかなければならないというふうに感じています。そういう意味でも、このように選ばれた教科書は、それぞれ素晴らしいと思います。他の教科書も素晴らしいのですが、こうやって選ばれたことに敬意を表しまして、それを使う先生や教育委員会としても、厳しく自分たちを見つめ直して教材としていかなければならないと感じたところであります。

〈小松委員長〉

ありがとうございました。他にございませんか。

〈森委員〉

社会科の地理ですが、ここ数か月で京丹後市でも話題になっています、フィジー島のことについてちょっと出ていましたので、京丹後市としては、これから交流を図るかどうかすごく審議していくところなのですが、そういう意味では、写真で見て、少し学ぶという意味では、身近で、良いのではないかと思います。

数学ですが、私も数学ができた方だとは思わないのですが、中学時代は「因数分解を勉強したところで社会に出て役に立つのかな」とか、「小数点って、お金の計算をするのにいらないよね」みたいな気持ちでいたのですが、「社会にリンク」というコラムがありまして、現在活躍されている方々のコラムを見てみると、中学生である今勉強をしておかなければならないなど、もう私たちは過去のことになってしまっていますが、そういう意味では中学生で数学を勉強する意味というのがとっても良くわかるのではないかと、ちょっと嫌いになりかけていた子が軌道修正できるのではないかと感じて見せていただきました。とても良いのではないかと考えています。以上です。

〈小松委員長〉

ありがとうございます。

〈野木委員〉

数学の大日本ですが、先ほど教育長からも説明があったように、長きにわたって、「変える」ということに対する現場の方々の意見というのが変わっていく大きな要因になったのであらうと思います。私も、数学と言えば啓林館というふうに、イメージ的にそういうものを持っていたのですが、現場の先生方の説明を受けた時に、変えてみたいという熱意がひしひしと伝わったのでこの大日本に賛成をしました。当然、元数学を教えていた方々においては不安要因がそれなりにあるということも聞きましたが、現場の人たちの意見を尊重しながら変えていく重要性というのは、その議論をしている中で感じましたので、この数学の教科書のここの部分とかあそこの部分がということではなく、現場の方々の熱意と言うか、それで私は賛成をさせていただきました。

それと、家庭科ですが、教育図書に私も賛成しましたが、もう一つの教科書においても非常に捨てがたいものがありました。教育委員会の中でもたびたび言わせていただいている、食育に関しての文言と言うか、ページ数が非常に多く、しかも食育の中に、地域の産物をどのような流通過程に乗せていくのかとか、そういった踏み込んだところまで記述がありました。そういうところには非常に賛同したのですが、これも賛同するところもあればそうでないところもあり、どちらが通るかと言えばやはり、地域の伝統産業を扱った、例えば着付けだとか、具体的な提案がしてありましたのでこちらの教科書に賛同したという経緯であります。

#### <小松委員長>

数学につきまして、私的なこともあります。先ほど野木委員の話にもありましたように、線の長さを示すにしても線の色を変えたりして、生徒にわかりやすい工夫をされており、見開き単位のわかりやすい構成ができているというふうに思ったところです。1教科だけ変わっていますが、そういったわかりやすさがより一層浸透していけばなと思っています。他にございませんか。

#### <文珠委員>

理科ですが、私は英、数、理が苦手なのでコメントする立場ではありませんが、この中で注目した項目がちょうど選ばれました啓林館の中に入っていまして素晴らしいなと思いました。「サイエンストラベラー」という読み物がありまして、この中に確か天橋立が出ていたと思います。全体的に丹後地方の読み物、書き物が所々に見えて大変ありがたいな、嬉しいなというのが全体的な感想でございました。

美術ですが、光村さん、開隆堂さんは注目していました。光村さんだっと思っています。「美術館に行こう」というような内容で、美術館についての紹介がありました。いろいろなものを見て勉強していこうという、これは素晴らしいことに繋がるのではないかと、とても私は好感を持ってたところでございます。

#### <小松委員長>

その他、特にご意見ございませんか。

#### <野木委員>

公民ですが、東書において私が支持した部分として、思考力、判断力、表現力というような部分で、ディベートの提案をされていました。中学校の教科の中でディベートを学ばせるという大切さをひしひしと感じていましたので、私は東書の中でそういう文言が出てくるとするのは非常に喜ばしいことだと思いました。ただし、そのディベートということに関しては、別の会社ではもっと大きく複数ページにわたって提案する会社もありましたが、全体のバランスを考えた中で東書にディベートが謳ってあるということで賛成をしています。

それと、そのディベートにも関連することですが、教科書の一番下の部分に、いろいろな事例、例えば、第二次大戦までの日本が置かれている立場だとか、なぜそういうことが起きたのかとか、ドイツやアメリカなどの他の国との関係はどうだったのかとか、そういったことを生徒自身が起承転結と言いますか、話し合ってみようというようなことが、各事



象によって提案されていたと言うか、考えてみようということが出されてきました。自分たちでいろいろ考え、そこに先生がアドバイスを出すというようなことで、非常に楽しみな方法かなと思います。ただ先生方においては力量と言いますかそういったものを発揮させる、非常に重要な部分かなと感じましたので、そういうことで東書を推薦させていただきました。

<小松委員長>

ありがとうございました。他にございませんか。

<森委員>

技術ですが、最近、情報が氾濫している中で、情報モラルのガイダンスを含め30ページ以上が東書の方にあるということをお聞きしました。他のところは10ページであったり、20ページそこそこだったりするのですが、今の子どもたちは、1回教わっただけではわからないと言うか素通りする部分でも、何度も繰り返し聞くことで頭に残ることというのはたくさんあるのではないかなと思います。自分のことにしてもそうですが。そういう意味で、特に最近情報がとても大事な部分で、繰り返し教わるというのは良いなと思って聞かせていただいていたいました。

<小松委員長>

他にございませんか。

それでは順次お諮りをいたします。議案第89号「平成28年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次に議案第90号「平成28年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

続きまして、追加議案ということで、議案が2件準備されております。

議案第91号「京丹後市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきまして教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第91号「京丹後市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の制定について」説明をさせていただきます。

昨年7月、国において、平成19年に策定した「放課後子どもプラン」を見直し、新たに「放課後子ども総合プラン」を策定しました。従来のプランでは、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携は規定していましたが、今回の見直しの中では、国として数値目標を掲げ、教室とクラブの一体型運営の推進とともに、子ども教室は全ての児童を対象としていますし、運営は学校の余裕教室等を活用し地域のボランティア等の参加を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組みを支援していく事業であることから、実施に当たっては、学校との協議、整備の内容、スタッフの確保、利用料金等様々な検討が必要になります。よって、これらの内容を検討するための機関として運営委員会を設置しようとするものです。

要綱の内容を説明します。

第1条では運営委員会の設置の目的、第2条では所掌事務、第3条では組織について規定しています。委員のメンバーは、広く意見をいただきたいことから、社会教育、児童福祉の関係者、利用者側として保護者の代表、また運営に携わる教室、クラブ関係者と、学校、教育委員会の関係者等としています。第4条では委員の任期、第5条以下は会議の内容等を規定しています。

施行期日については、平成27年9月1日からとします。

なお、検討内容をもとに教育委員会などが策定する計画があるわけですが、子ども・子育て支援事業計画の一部となるため議決も必要になることから、早急に会議を設置し検討に入りたいと考えています。

〈小松委員長〉

議案第91号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

それではお諮りをいたします。

議案第91号「京丹後市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

<小松委員長>

続きまして、議案第92号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第92号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」説明をさせていただきます。

鳴き砂文化館は、平成23年4月から掛津区に指定管理者として管理を行っていただいています。5年の指定が今年度末で終了します。

市では、来年度からの5年間についても指定管理を行うこととしており、指定管理者の選定にあたっては、原則公募により行うものですが、鳴き砂文化館については、琴引浜の保護と観光振興のため公益財団法人日本ナショナルトラストの協力を受け、敷地については掛津区から借り入れ整備しており、同施設の管理には鳴き砂の保護に日頃から努力していただいている掛津区との協力が不可欠であり、効果的、効率的運営には引き続き同区が指定管理を行うことが良いと判断し、教育委員会事務局では同区の1者選定とさせていただいています。

これらをもって、掛津区から指定管理の申し込みを受け、8月7日に行われた公の施設の指定管理者選定等審査会において、同区のヒアリング等も行い、審議の結果、同区への指定が適当であるとしています。

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決が必要となりますので、事前に教育委員会の審議をいただくものです。

承認をいただきましたら、9月議会へ提案をさせていただくこととしています。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

<小松委員長>

議案第92号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

指定管理者に応募されています掛津区さんにおいては、地域の住民や児童生徒に対する様々な提案を本当に精力的にされていて、この委員会でも協催とか後援とか、多くの議案を出していただいている、素晴らしい活動をされていると思います。こういった区の方々に引き続き5年間運営していただくということは、京丹後市においても非常に大切なことであり嬉しいことだと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

〈小松委員長〉

それではお諮りをいたします。

議案第92号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の指定管理者の指定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈小松委員長〉

以上で本日の議事は終了させていただきました。

なお、近隣の市町村との会議日程の都合もございますので、議案第89号、議案第90号の教科用図書の採択についての公開は、一般公開としては8月中は行わず、9月にかかるということにさせていただきますことをご了承いただきますようお願いいたします。

続いて3の「その他」ということで、何かありましたらお願いしたいと思ひます。

〈小松委員長〉

ないようでしたら、以上で第14回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

〈 閉会 午前10時40分 〉

[ 9月定例会 平成27年9月3日(木) 午後3時00分から ]